

議案第76号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年8月20日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

三田市自家用有償旅客運送条例（令和3年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 乙原小野線の項の次に次のように加える。

藍本線	藍本地内	藍本若しくはつつじが丘北2丁目地内、藍市民センター又はJR藍本駅	JR相野駅	藍本
-----	------	----------------------------------	-------	----

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分		金額
藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
藍本線以外	大人	200円
	小人	100円
	障害者等	100円
幼児		無料

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。